

# 第1編 財 政

## 第1章 令和4年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の状況

# 1. 健全化判断比率

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率 (11.25%~15%)		連結実質赤字比率 (16.25%~20%)		実質公債費比率 (25%)		将来負担比率 (350%)	
	令和4年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算
高知市	-	-	-	-	12.7	13.0	160.9	173.0
室戸市	-	-	-	-	8.6	9.4	-	-
安芸市	-	-	-	-	5.4	5.9	-	-
南国市	-	-	-	-	8.2	7.8	82.3	72.3
土佐市	-	-	-	-	11.7	12.1	74.2	76.5
須崎市	-	-	-	-	12.4	13.6	13.0	44.7
宿毛市	-	-	-	-	10.8	11.4	54.5	68.5
土佐清水市	-	-	-	-	16.6	17.4	65.7	80.1
四万十市	-	-	-	-	9.7	9.7	67.3	77.7
香南市	-	-	-	-	4.7	4.6	-	-
香美市	-	-	-	-	9.0	9.8	-	-
東洋町	-	-	-	-	11.8	12.2	48.0	62.3
奈半利町	-	-	-	-	1.7	0.9	-	-
田野町	-	-	-	-	4.2	3.2	-	-
安田町	-	-	-	-	7.4	7.0	-	0.2
北川村	-	-	-	-	△ 2.9	△ 4.2	-	-
馬路村	-	-	-	-	9.0	9.0	-	-
芸西村	-	-	-	-	7.4	7.2	-	-
本山町	-	-	-	-	12.1	9.5	51.7	17.7
大豊町	-	-	-	-	3.5	3.0	-	-
土佐町	-	-	-	-	7.4	7.4	-	-
大川村	-	-	-	-	13.0	12.0	-	-
いの町	-	-	-	-	9.2	9.0	-	-
仁淀川町	-	-	-	-	△ 0.3	1.1	-	-
中土佐町	-	-	-	-	12.4	11.7	-	-
佐川町	-	-	-	-	4.2	3.3	-	-
越知町	-	-	-	-	9.2	8.5	9.2	20.3
梶原町	-	-	-	-	4.3	3.9	-	-
日高村	-	-	-	-	7.7	7.6	2.3	8.8
津野町	-	-	-	-	△ 6.8	△ 7.2	-	-
四万十町	-	-	-	-	6.0	6.1	-	-
大月町	-	-	-	-	9.4	10.3	12.5	21.6
三原村	-	-	-	-	12.0	10.5	-	-
黒潮町	-	-	-	-	10.0	9.6	-	-
市町村平均					9.6	9.8	34.9	44.8

注1 各比率名称の下の括弧内数値は早期健全化基準です。

注2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率がマイナス値で算定された場合は「-」を記載しています。

注3 令和4年度決算に基づく実質公債費比率は令和2年度から令和4年度の3ヵ年平均です。

注4 市町村平均は加重平均です。

注5 前年度数値は前年度の確定値を記載しています。

## <参考>

### 【健全化判断比率】

$$\text{○実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{○連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{○実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -}}{\text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ \text{(3か年平均)} = \frac{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

$$\text{○将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ \text{+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}$$

(注1) 健全化判断比率の算定における標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含む。

(注2) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、平成20年度から健全化判断比率等が公表されることになった。

### 【資金不足比率】

$$\text{○資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額  
資金の不足額 (法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額 (法非適用企業) = (歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-歳入額) - 解消可能資金不足額

・ 事業の規模  
事業の規模 (法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額  
事業の規模 (法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額